政府における「新しい公共」の観点からの主な震災対応

目的	事業	概要	通知日または当該措置 の実施日	担当府省
制度等の弾力的運 用	新しい公共支援事 業の弾力的運用	· 各都道府県に対し、新しい公共支援事業の資金の活用にあたり、被災者支援や、災害復旧・復興等へのニーズに十分配慮するよう依頼。	3月18日付で通知	
		支援事業を弾力的に運用するためのガイドラインの見直しを実施(①新しい公共支援事業の実施のために各都道府県に配分された金 ・額のうち、震災対応案件に充当できる割合の上限として設定していた2分の1を超えることを認めること、②やむを得ない場合には都道 府県の判断で震災対応案件を選定し、運営委員会に事後報告することができること等)。	4月12日付で実施	
	特定非営利活動促 進法上の義務の期 限を延長	特定非営利活動促進法上の社員総会の開催や事業報告書の提出等の義務については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による 災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号)に基づき、平成23年6 月30日まで猶予する旨周知。	3月31日付で周知	内閣府
	特定非営利活動法 人の事務手続きの 迅速化	・ 内閣府としては、被災地の支援のための活動を主に行う法人としての設立認証申請やその他震災に起因する各種申請については、優先的に審査し可能な限りの審査期間の短縮を図るとともに、各都道府県に対しても、同種の取組みを要請。	4月15日付で通知	
	特定非営利活動促 進法上の活動分野 の明確化	・ 法人の定款上の範囲であれば、「災害救援活動」「NPO支援」を定款上の活動分野に掲げていない場合であっても、いわゆる災害救援活動やNPO支援を行うことは妨げられないことについて明確化するための通知を各都道府県あてに発出。	4月15日付で通知	
	公益法人等の事業 の変更・追加手続 きの柔軟化	公益法人等(公益法人及び移行法人)が、被災者支援や復旧・復興支援活動のために事業の変更・追加を行う際に必要な手続きについては、極力事後の届出により対応し、事前の変更認定や変更認可が必要となる場合も、その申請審査については1週間程度で対応するよう措置。また、その他認定法及び整備法上の義務の履行期限の延長等、法人から震災関係で問合せの多い事項について公益法人informationへの掲載により周知。	4月7日付で周知	
政府とNPO、ボラ ンティア等との連携 促進	震災ボランティア連 携室の設置等	政府とNPO、ボランティアが連携して被災地における様々なニーズに対応するため、災害ボランティア活動の拠点づくりの支援や、災害ボランティア活動に必要な情報の提供等を任務とする震災ボランティア連携室を内閣官房に設置。関係府省や自治体、関係団体等との調整や、ボランティア等に関する情報を提供する民間サイト(助け合いジャパン)との連携等による的確な情報発信など、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるための環境整備に努めているところ。	3月16日付で設置	内閣官房
寄附・義援金の促 進	政府における義援 金受付	· 政府としての義援金受付の窓口を設置し、平成23年4月5日から9月30日まで義援金を受付。集まった義援金については、地方公共団体を通じて被災者へお届けする予定。	4月5日付で受付開 始	内閣府

目的	事業	West Control of the	通知日または当該措置 の実施日	担当府省
寄附・義援金の促進	義援金等に係る「ふるさと寄附金」 の取扱いの通知・ 広報	 東日本大震災の被害状況を踏まえ、日本赤十字社等が募集する、震災に係る義援金等について、最終的に被災地方団体または地方団体が関係機関と組織する義援金配分委員会等に拠出される場合、「ふるさと寄附金」として控除の適用を受ける際の取扱いを簡素化することとし、各地方公共団体に通知。 被災地方団体への義援金・寄附金が控除対象となること等「ふるさと寄附金」について新聞、インターネット、ホームページ等を通じて積極的に広報。 	3月25日付で通知、 順次実施	総務省
	指定寄附金の指定	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を「指定寄付金」に指定する旨告示。また、この寄附金の助成対象を活動拠点における専門的な人材等の人件費等の助成にも拡大。	3月15日付で告示	財務省
		公共法人・公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で、東日本大震災により滅失・損壊したものの原状回復のため、一定の・要件の下にその公共法人・公益法人等が募集する寄附金について、復旧の動きを踏まえた方法により指定寄附金として指定することとし、このための相談等に財務省及び関係省庁で対応する旨、財務省ホームページにて周知。	4月13日付で周知	財務省
		・認定NPO法人が行う東日本大震災による被災者の救援活動等に必要な資金に充てるため、その認定NPO法人が募集する寄附金で 一定の要件を満たすものについて、指定寄附金として指定。	4月中に告示予定	財務省
	大震災関連寄附に 係る寄附金控除の 拡充	平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%(現行:40%)に拡大する。上記の指定寄附金のうち、認定NPO法人及び中央共同募金会が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する指定寄附金について、税額控除制度を導入する(税額控除率40%、所得税額の25%を限度)。	4月19日付で法案提 出	財務省
	日本赤十字社、中央共同募金会への義援金配分についての助言	日本赤十字社等の義援金受付団体が、義援金を被災都道県に配分するため、厚生労働省の協力を得て、義援金配分割合決定委員・会を設置。①死亡・行方不明者1人当たり35万円、②住宅全壊・全焼1戸当たり35万円、③住宅半壊・半焼1戸当たり18万円、④原発避難指示・屋内退避指示世帯1世帯当たり35万円、という考え方により、被災都道県に第1次配分を行うことが決定されたところ。	4月8日に第1回会合 を開催	厚生労働 省

目的	事業	Manager Transport Control Co	通知日または当該措置 の実施日	担当府省
NPO法人等に対 する緊急融資	被災した介護保険 事業等を営むNPO 法人に対する緊急 融資	. 地震による被害を受けた介護保険事業・障害者自立支援事業のNPO法人等に対して、日本政策金融公庫において災害貸付制度を適用するとともに、特に著しい被害を受けた同法人には、金利の優遇措置を23年3月11日より実施。また、今回の地震に端を発した計画停電の影響などにより業績が悪化した同法人に対して、同公庫のセーフティネット貸付において拡充措置を23年4月1日より実施。	3月11日付で金利優 遇開始 4月1日付でセーフ ティネット貸付開始	財務省
情報提供	公益法人等の支援 活動に係る情報提 供	・ 公益法人等の行う支援活動について情報収集を行い、公益法人informationへの掲載等により随時情報提供。	4月15日付で情報提 供開始	内閣府
	「東日本大震災 子どもの学び支援 ポータルサイト」の 運営	. 「東日本大震災 子どもの学び支援ポータルサイト」(※)を開設し、被災地域で必要とされている支援内容を各地方公共団体や教育委員会等を通じて掲載するとともに、支援を検討している地方公共団体・教育委員会・学校・企業・NPO等にとって提供可能な支援内容の登録受付を実施し、両者のマッチングを支援。 (※)掲載する支援内容及び関連情報は、①人的支援(教職員、専門スタッフ、その他ボランティア等の人数、派遣形態、業務内容、期間、資格の有無、交通費等支給の有無、滞在期間中の待遇等)、②物的支援(備品・学用品等(教材・筆記用具・パソコン)、一般図書、その他(玩具を含む)の物品詳細、数量等)、③被災した子どもの学校への受け入れなどその他支援(受け入れ人数、期間、学校種、住宅事情等の生活情報等)。	4月1日付で開設	文部科学省
その他	公益法人等に対し 支援活動への資源 配分の重点化依頼	 公益認定等委員会委員長名で、公益法人、移行法人、特例民法法人に向けて、被災者支援や震災復興に役立つ活動や寄附等に資源を振り向けることについて検討を依頼。 	3月31日付で発出	内閣府
	ボランティアによる 防犯活動に対する 支援	・ 都道府県警察に対し、被災地において自主的な防犯活動を行う団体に対する腕章等のパトロール用品の提供、合同での警戒活動の 実施等による活動支援に取り組むよう指示	4月6日付けで発出	警察庁
	海外支援受け入れ に関するNGOとの 連携	・ジャパン・プラットフォーム(JPF)が国際協力NGOセンター(JANIC)と連携して行っている、支援活動の申し出のあった海外NGOからの照会窓口としての取組を関係者に紹介するなど、その活動を後押し。	_	外務省
	学生ボランティア活 動に対する配慮等	 ①学生がボランティア活動に参加しやすい環境づくりや、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合の単位付与などの修学上の配慮、②安全管理の徹底やボランティア保険等への加入の呼びかけ、などを通知 	4月1日付けで通知 (大学) 4月5日付けで通知 (専修学校・各種学 校)	文部科学省